定　　款

2022 年 3 月 25 日　改定

勤次郎株式会社

第1章　総則

（商号）

第１条　当会社は、勤次郎株式会社と称し、英文ではKinjiro Co.,Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）基幹業務パッケージソフトウェア開発、販売
（２）コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売
（３）ヘルスケア関連事業に係わる支援・コンサルティング業務
（４）インターネットによる情報サービス業
（５）経営戦略のコンサルティング業務
（６）情報関連機器の企画、製造、販売、設置工事
（７）特定労働者派遣事業
（８）動産、不動産の賃貸及び管理
（９）前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２．やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章　株式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、１６，８００，０００株とする。

（自己株式の取得）

第６条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第 10 条　当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第 11 条　当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章　株主総会

（招集）

第 12 条　定時株主総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２．株主総会においては、取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第 15 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第 17 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める

事項は、議事録に記載または記録する。

第4章　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第 18 条　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）

第 19 条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（取締役の選任及び解任）

第 20 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任については累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．増員によりまたは補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 22 条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

２．代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 25 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第 27 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

（取締役会規則）

第 28 条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第 29 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に規定する金額とする。

第5章　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）

第 31 条　当会社は監査役および監査役会を置く。

（監査役の員数）

第 32 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任）

第 33 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 34 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 35 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 36 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第 37 条　監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 38 条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規則）

第 39 条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の報酬等）

第 40 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 41 条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は、監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する金額とする。

第6章　会計監査人

（会計監査人の設置）

第 42 条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 43 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 44 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 45 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章　計算

（事業年度）

第 46 条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までとする。

（期末配当金）

第 47 条　当会社は、株主総会の決議によって毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第 48 条　当会社は、取締役会の決議によって毎年６月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 49 条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２．未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

（附則）

１．変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後第 14 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条はなお効力を有する。

３．本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から３ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2013 年 6 月 19 日　　改定

2014 年 6 月 20 日　　改定

2015 年 7 月 16 日　　改定

2016年6月17日　　改定
2017年2月23日　　改定
2017年3月10日　　改定
2017年6月29日　　改定
2017年8月1日　　改定
2018年1月1日　　改定
2019年3月26日　　改定
2019年4月2日　　改定
2020年3月27日　　改定
2020年5月14日　　改定
2020年8月15日　　改定
2021年3月27日　　改定
2022年3月25日　　改定